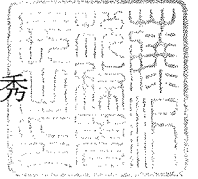


令和5年9月29日

東京地方税理士会 藤沢支部
支部長 城田 英昭 殿

藤沢税務署長
白田 徳秀



プレプリント納付書の送付事務の見直しとキャッシュレス納付の推進について
(周知依頼)

税務行政につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
これまで、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」観点から、申告期限の前に、振替納税やダイレクト納付の利用登録を行っていない方に対して、納付に必要な情報（住所・所在地や氏名・名称など）をあらかじめ印字（プレプリント）した納付書の送付を行ってきました。

当局では、現在、納税者の利便性向上の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、申告から納付までの手続をより簡単・便利に行っていたらよいよう、e-Taxを活用した税務手続の見直しに取り組んでおります。

その一環として、国税の納付についても、納税者の利便性の向上、また、現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、金融機関等の窓口に出向く必要がなく、また、納付書も必要としないキャッシュレス納付の推進に取り組んでいるところです。

キャッシュレス納付の利用割合は、令和4年度において全体の約3.5割となっており、令和4年12月からは、新たなキャッシュレス納付「スマホアプリ納付」が開始され、令和5年度税制改正において、ダイレクト納付の利便性の向上について措置されたところであり、今後、キャッシュレス納付の更なる利用拡大が期待されます。

これらの状況を踏まえつつ、行政コストを含む社会全体のコストの縮減と効率化の観点から、令和6年5月以降、別添に記載の見直し対象者については、プレプリント納付書を送付しないこととしましたので、御理解と御協力を賜りますとともに、キャッシュレス納付の積極的な利用について、貴会会員の皆様に改めて周知いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(連絡先)

藤沢税務署 管理運営部門

TEL: 0466-22-2141

担当: 八代 清 (内線270)

1 プレプリント納付書の送付対象者の見直しについて

- 国税のプレプリント納付書の送付は、これまで、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」観点から実施してきました。
- 国税庁においては、納税者が税務署や金融機関の窓口に行かなくても国税の納付ができるように、金融機関や関係省庁、関係民間団体と協力してキャッシュレス納付の推進に取り組んでいます。
- キャッシュレス納付、特に、デジタル（e-Tax）を活用した非対面の納付の更なる推進に取り組むことで、納税者は、申告から納付の手続をより簡単・便利に行うことが可能となり、納付書が不要となります。
- 令和4年12月1日からは、新たなキャッシュレス納付の手段として、スマホアプリ納付を導入したほか、令和5年度税制改正においては、ダイレクト納付の利便性の向上について措置されたところあり、更なる納税者の利便性の向上が期待できます。
- 行政コストを含む社会全体のコストの縮減と効率化を図るとともに、これらの諸般の事情も踏まえ、今般、プレプリント納付書の送付対象者を見直すこととし、令和6年5月送付分（法人の令和6年4月決算分）から実施したいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2 プレプリント納付書の送付対象者の見直しの方向性

① 法人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分			
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし		ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし	
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外
法人税	×	×	○	○	○	○	○	○
消費税	×	×	○	○	○	○	○	○

《見直し後》

網掛け部分：今回の見直し箇所

	確定申告分						予定申告分・中間申告分							
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし				ダイレクト納付 届出あり			ダイレクト納付 届出なし				
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外（前年事績）			義務化 法人	左記以外（前年事績）			義務化 法人	左記以外（前年事績）		
				納付書を使 用しない納付方 法(※)	金融機関・税務署窓 口での納付			納付書を使 用しない納付方 法(※)	金融機関・税務署窓 口での納付			納付書を使 用しない納付方 法(※)	金融機関・税務署窓 口での納付	
	電子申告	書面申告			電子申告	書面申告			電子申告	書面申告				
法人税	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○
消費税	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○

(※)納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

2 プレプリント納付書の送付対象者の見直しの方向性

② 個人納税者

《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定納税分・中間申告分	
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者			
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし
所得税	×	×	×	○	×（※1）	○
消費税	×	×	×	○	○	○

《見直し後》

網掛け部分：今回の見直し箇所

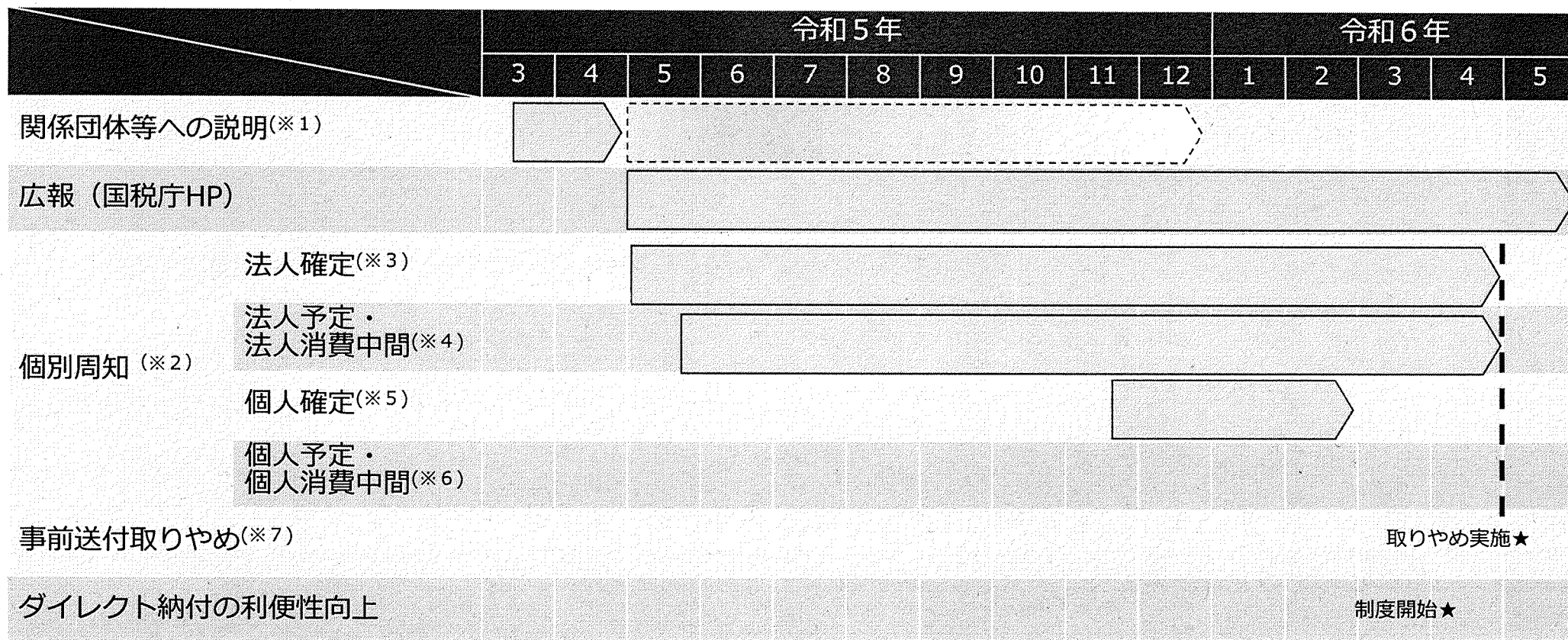
	確定申告分				予定納税分・中間申告分				
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告で納める税額が発生する納税者						
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		
				納付書を使用し ない納付方法 （※2）	金融機関・税務 署窓口での納付		納付書を使用し ない納付方法 （※2）	金融機関・税務署窓口での納付 電子通知 希望あり	電子通知 希望なし
所得税	×	×	×	×	○	×（※1）	×	×	○
消費税	×	×	×	×	○	○	○	○（※3）	

（※1）令和5年3月以降送付対象外

（※2）納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

（※3）消費税の中間申告分には電子通知希望の有無はない

3 今後のスケジュール



(※1) 国税庁から関係団体等の全国会に対して説明後、各局・署において局連・支部等へ説明予定。

(※2) プレプリント納付書の送付時に、令和6年5月以降の「送付を取りやめるための周知文」を同封。

(※3) 法人の確定申告分については、令和5年5月発送分(令和5年4月決算分)から「確定申告用チラシ」で周知予定。電子申告を行っている法人など「確定申告用チラシ」の同封対象者以外は、「送付を取りやめるための周知文」を同封し、周知予定。

(※4) 法人の消費税中間分については、令和6年1月以降「消費税及び地方消費税の中間申告分の納付について」で周知予定。

(※5) 個人のプレプリント申告書発送分は、「送付取りやめの周知文」を同封し周知予定。お知らせはがき発送分は、「お知らせはがき」に記載することで周知予定。

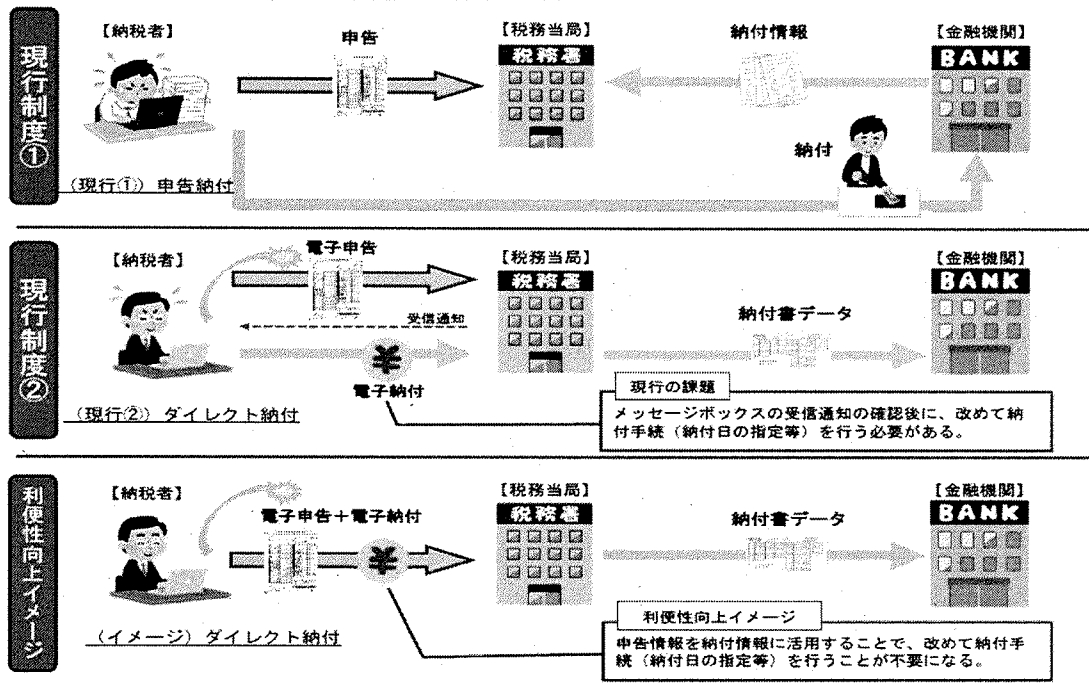
(※6) 予定納税・個人の消費税中間分は、確定申告書送付時に周知を行うため、周知は行わない。

(※7) 法人については令和6年4月決算分から、個人については令和6年分所得税予定納税からプレプリント納付書の事前送付を取りやめる。

(参考) ダイレクト納付の利便性向上 (令和5年度税制改正)

○税制改正イメージ (R4.10.19政府税制調査会資料【抜粋】)

申告情報の納付情報への活用



○令和5年度税制改正の大綱【抜粋】

六 納税環境整備

3 その他

(国 税)

(1) ダイレクト納付の利便性の向上

電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax) により行われる期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続が法定納期限に行われた場合 (その税額が1億円以下である場合に限る。) において、法定納期限の翌日にその納付がされたときは、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用するほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続について適用する。